

## 避難・消火困難な物品販売店舗に対する防火安全対策指導要綱

### 1 趣旨

この指導要綱は、川崎市内に存する避難・消火困難な物品販売店舗を利用する者等の安全を確保するため、放火火災を防止するための対策、消火のための対策及び避難を安全に行うための対策等の防火安全対策について必要な事項を定めるものとする。

### 2 避難・消火困難な物品販売店舗の要件

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（4）項に掲げる物品販売業を営む店舗（（16）項イにある該当部分も含む。）のうち、「複数の独立陳列棚（壁際に沿って設けられた棚以外の棚をいう。）に陳列される石油系原料を主成分とするクッション家具、化繊系衣類等の上端が、天井から80cm以内にあるもの」で、収容人員が300人以上のもの。

### 3 放火火災を防止するための対策

放火火災防止対策については、次によること。

- (1) 死角となる部分が少なくなるように商品の配置について配慮すること。また、死角となりやすいトイレ、バックヤード、階段等の可燃物等を整理整頓し、不要品を除去するとともに、死角となりやすい箇所を中心に、従業員又は警備員による定期的な巡回を実施すること。
- (2) 火災時の熱により破裂したり、火災成長を促すおそれのあるガス容器、オイル缶等は、従業員の目に触れやすい場所にまとめて置くこと。
- (3) 放火監視機器（監視カメラ等）の設置又は増強による監視体制の強化
- (4) 放火火災防止対策を強化していることの積極的な表示の実施
- (5) 放火監視機器により監視中であることの積極的な表示の実施

### 4 消火のための対策

消防対策については、次によること。

- (1) 従業員等が速やかに初期消火を行うことができるよう、消火器（一定規模以上では屋内消火栓設備も併用）の設置場所を分かりやすくするとともに、常に従業員等が使用できる状態に維持すること。
- (2) 従業員等が速やかに初期消火を行うことができるよう、全ての従業員等が消火器、屋内消火栓設備等の使用方法を習熟しておくようにすること。

### 5 避難のための対策

避難対策については、次によること。

- (1) 避難通路の確保
  - ア 主要避難通路は、避難口等に直通するものとされているが、併せて避難口等に直線的に通ずるものとなるよう努めること。
  - イ 主要避難通路から避難口等を見通した場合に、容易に視認できるよう商品の配置

について配慮すること。

(2) 避難通路等の管理

- ア 主要避難通路及び補助避難通路付近には、商品が存置されないよう具体的な日常点検の方法を定め、当該点検の確実な励行及び責任者の明確化等、自主的な管理体制の確立を図ること。
- イ 防火設備の構造、機能に係る維持管理を適切に行うとともに、閉鎖範囲、閉鎖位置等の床面にラインテープ等で明示するなど、物品の存置による閉鎖障害を防止するための措置を講じること。
- ウ 主要な避難口の付近には、寝具類等の燃えやすい物の陳列は避けるよう配慮すること。

(3) 誘導灯及び誘導標識の維持管理

- ア 視認障害が生じないように必要に応じて誘導灯及び誘導標識を増設するとともに、点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。
- イ 店内のレイアウト等を変更する場合には、誘導灯及び誘導標識の設置位置についても検討し、消防署に事前に相談すること。
- ウ 避難通路の一方が行き止まりになっていたり、積極的に出口に向けて誘導する必要のある避難通路の床面には、避難者が間違った方向に避難しないように蓄光式避難誘導標識の活用を図ること。

## 6 その他

(1) 商品保管場所の確保

- ア 十分なストックエリアを確保すること。
- イ ストックエリアの収容容量を超えるような商品の搬入は控えること。
- ウ ストックエリア内には整理整頓し、不要品、ごみ等は除去し、収容容量の確保を努めること。
- エ ストックエリア内の具体的な日常点検の方法を定め、確実な実施及び責任者の明確化等自主的な管理体制を構築すること。

(2) 法人組織における本社の責務

全国的に事業を展開するなど、広範囲に複数の店舗を設けている法人は、法人組織全体の防火管理意識の高揚を図り、組織的かつ継続的な防火管理体制の構築を図ることが有効であることから、本社は、川崎市消防局及び各消防署と連携し、各支店等に対する防火管理の指導に努めること。